

美馬市情報通信基盤整備事業 転入者対象の特例措置について

地域情報化基盤整備事業の申し込み期間後である、平成21年4月1日以降に美馬市に転入されて来られた世帯を対象に、あいねっとみま(音声告知放送)端末機及び ONU の無償貸与を、財源対応が可能な範囲において行います。

対象となる世帯の方は、市政情報課までお問い合わせください。

特例措置の資格

平成21年4月1日以降、美馬市外から転入し、引き続き住民登録を行っている世帯

美馬市内での転居世帯や法人、事業所は対象となりません。
お問い合わせいただければ、対象の有無をお知らせいたします。

特例措置の内容

あいねっとみま端末機及び ONU の無償貸与(1世帯につき1セットのみ)

光ファイバーの引き込み工事や宅内配線工事などについては、ご負担いただくこととなります。

負担額は家屋の立地条件や機器の設置場所などの条件により変わりますので、施工会社から別途見積もりとなります。

端末機及び ONU はセットとなっておりますので、どちらか一方のみの貸与はできません。



あいねっとみま端末機

宅内に設置して、市からの行政情報などをスピーカーから聞くことができます。

ONU は光電変換装置の略で、軒先に設置して、通信の制御を行う機器です。

その他注意事項

対象になっている世帯であっても、自己負担により既に設置されたあいねっとみま端末機や ONU の費用を精算することはできませんのでご了承ください。

端末機などが不要となった場合や美馬市外に転居されるなど住所を有しなくなった場合については、撤去させていただきますので市政情報課までお知らせいただきますようご協力ください。

端末機設置に関するお問い合わせ先
市政情報課(穴吹庁舎)
電話 52-8007 FAX 55-0680
E-mail: jyouthou@city.mima.lg.jp

ケーブルテレビや高速インターネットサービスについては、市が整備した情報通信基盤の余剰部分を電気通信事業者(光ねっと mima)に貸与し提供しておりますので、そちらまでお問い合わせください。

ケーブルテレビなどに関するお問い合わせ先
光ねっと mima
電話 0120-931-920(フリーダイヤル)
53-9933(直通)